



神奈川労働局発表
令和3年8月4日(水)

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 賃金室
室長 大屋 季之
監察監督官 黒沢 武
(電話) 045(211)7354

報道関係者 各位

神奈川県最低賃金額 28 円の引上げへ
—本日、神奈川地方最低賃金審議会が答申—

神奈川地方最低賃金審議会(会長 盛 誠吾)は、神奈川労働局長(川口 達三)から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月2日(金)に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申(別添参照)を行った。

- 時間額 1,040円 (現行 1,012円)
- 引上額 28円
- 引上率 2.77%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和3年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	956	983	1011	1012	1040
対前年度上昇率	2.80	2.82	2.85	0.1	2.77
対前年度上昇額	26	27	28	1	28